

事務連絡  
令和5年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
各国公立大学担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
各公立高等専門学校担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
厚生労働省医政局医療経営支援課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課

消費者庁委託事業「社会への扉」等を活用した私立高等学校、  
特別支援学校等向けの出前講座事業の実施について(御案内)

平素より、消費者教育の推進に御協力をいただき誠にありがとうございます。

2022年度の成年年齢引下げに係る改正法施行後におきましても、若年者に対する消費者被害・トラブルの未然防止や、そのための更なる消費者教育の充実が重要となっております。

このため、消費者庁において、昨年度に引き続き全国の中学校(公・私)、私立高等学校、特別支援学校(中学部・高等部)及び大学等(以下「各教育機関」という。)※1を対象とした実践的な消費者教育講座事業を実施することし(事業概要については別紙参照)、今般、公益社団法人全国消費生活相談員協会(以下「全相協」という。)に本事業の業務委託を行っております。本出前講座については、より活用していただくよう「オンデマンド方式」による講座受講も可能となっております。

つきましては、本事業が多くの各教育機関において積極的に御活用いただけるよう、管内の各教育機関に対して当該事業を御案内下さいますようお願いいたします。

また、消費者庁においては、高等学校等で活用できる教材等を作成し、消費者庁ウェブサイトの「18歳から大人」特設ページ※2において公表しておりますので、各学校の実情や授業構成等に応じて御活用いただけるよう、併せて管内の各教育機関への周知に御協力をお願いいたします。

※1 本事業で出前講座派遣先の対象となる学校(教育機関)

- ・ 中学校(中等教育学校の前期課程を含む)
- ・ 私立高等学校
- ・ 私立中等教育学校
- ・ 高等専門学校
- ・ 特別支援学校(中等部・高等部)
- ・ 専門学校
- ・ 大学等

上記学校の生徒、学生、教職員及び保護者(原則として、学校の保護者会及びPTA)

※2 「18歳から大人」特設ページ

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_education/consumer\\_education/lower\\_the\\_age\\_of\\_adulthood/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_education/consumer_education/lower_the_age_of_adulthood/)

**【本件担当】**

文部科学省総合教育政策局  
男女共同参画共生社会学習・安全課  
消費者教育推進係 担当:伊藤・上野  
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2  
TEL:03-5253-4111(3462)  
E-mail: consumer@mext.go.jp